

第2期鳴門市文化のまちづくり基本計画【概要版】

計画の趣旨

鳴門市においては、平成19年(2007年)4月に施行された「鳴門市文化のまちづくり条例」に基づき、本市が目指していく「文化のまちづくり」について、基本理念や目標とする将来ビジョン、基本的な考え方などの方針を示した「鳴門市文化のまちづくり基本計画」を平成20年(2008年)3月に策定し、文化振興のための施策を推進してきました。この度、本市の文化振興に関する施策をより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「第2期鳴門市文化のまちづくり基本計画」(以下、本計画という。)を策定します。

計画の位置づけ

- (1) 鳴門市文化のまちづくり条例第7条に基づき、本市の文化施策や文化のまちづくりに関する事項を定めるものとします。
- (2) 本市における文化芸術の将来像(目標の明確化)を確立し、また、策定後10年間(令和3年(2021年)度~令和12年(2030年)度)の基本的な方向性を示します。
- (3) 国や県の施策と整合性を持たせ、「第6次鳴門市総合計画」等の既存の関連計画との整合及び本市の実情に即した計画とします。
- (4) 次世代の文化芸術を担う人材や市民の文化芸術に対する関心を高め、心豊かな人材を育てる計画とします。
- (5) 人口減少時代において、文化芸術活動が地域の活力の源となり、人づくり・まちづくりのきっかけとなるような計画とします。

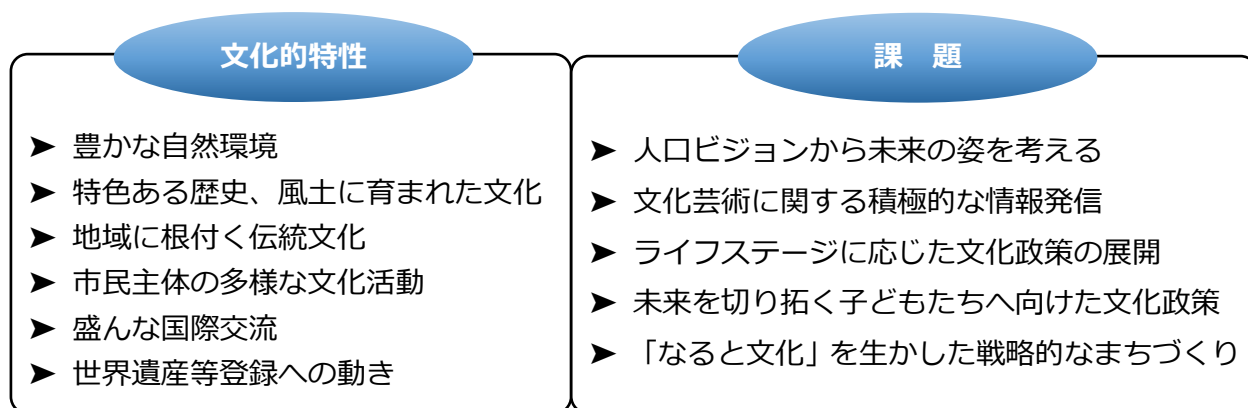
計画の期間

本計画は、令和3年(2021年)度から12年(2030年)度までの10年間の計画とします。
なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗により、必要に応じて見直すものとします。

対象となる文化芸術の範囲(「文化芸術基本法」における文化芸術の対象)

分野	範囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

現状と課題



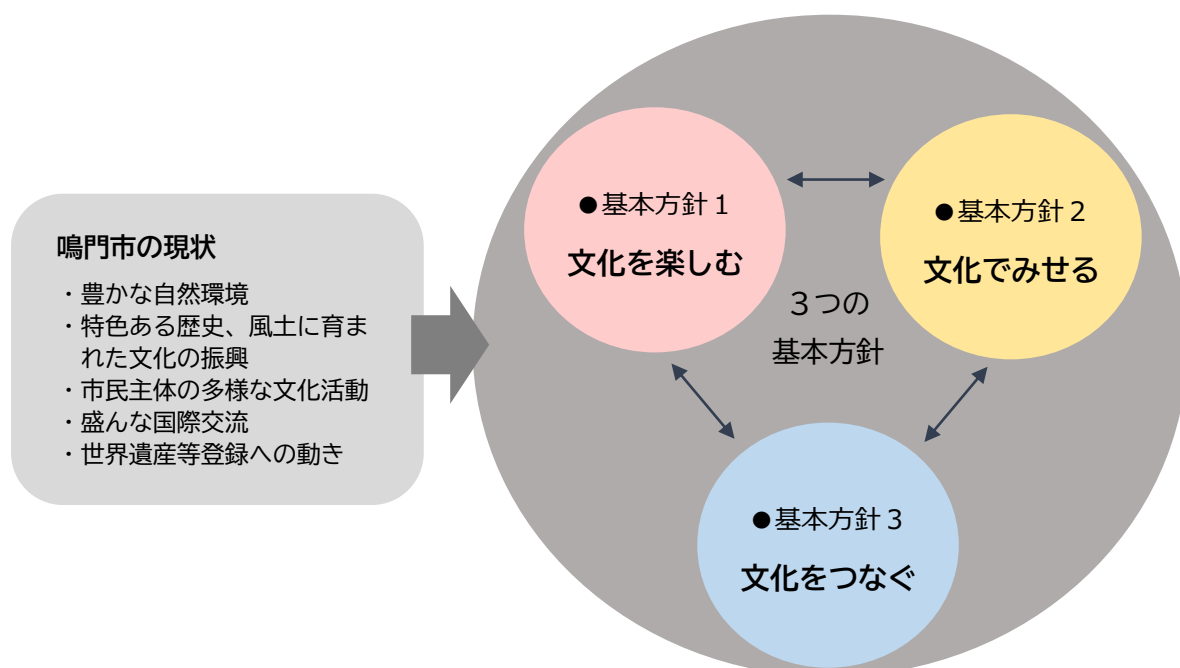
基本理念（本市が目指す文化のまちビジョン）

- ◆ 文化芸術活動に携わる市民の自主性・創造性の尊重
- ◆ 多様な文化の保護及び発展
- ◆ 文化と経済・社会活動の連携
- ◆ 市民の意見の反映

文化を通して ひととまちを育む 誇れるまち なると

施策体系

鳴門市が目指す文化のまちビジョン
～文化を通して ひととまちを育む 誇れるまち なると～



施策の展開

【基本方針1】文化を楽しむ

文化を「楽しむ」ことを「鑑賞する」、「参加体験する」の2つの視点から区分し、市民がさまざまな文化芸術にふれ、文化芸術に親しむ楽しさを実感できる機会を充実させ、幅広く多面的な文化活動が行えるよう支援するとともに、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが等しく文化を自由に楽しめるまちづくりに努めます。

鑑賞して楽しむ

- ▶ 市民が気軽に参加できる文化行事の開催
- ▶ 高度な文化芸術に接する機会の提供
- ▶ 高齢者や障がい者が文化芸術活動にふれる機会の創出
- ▶ 若者や成年層の文化芸術活動への参加促進
- ▶ 文化情報の収集と発信

参加して楽しむ

- ▶ 文化芸術に親しむ講座の実施
- ▶ 市民参加・市民主導の文化活動の推進
- ▶ 文化活動の発表の場と交流の機会の創出
- ▶ 国際感覚の促進・育成
- ▶ 鳴門市文化月間

【基本方針2】文化でみせる

文化を「魅せる」ものとして「地域資源の効果的な活用」「なるとブランドの発信」をテーマとして掲げ、創造的なパワーを生かして地域の潜在力を引き出しながら「なるとブランド」を発信し、文化の力で魅力あふれるまちの実現を目指します。

地域資源の効果的な活用

- ▶ 文化施設等の活用と充実
- ▶ 鳴門に息づく文化芸術の発掘と創造
- ▶ 文化芸術活動を側面から支援する仕組みづくり
- ▶ 伝統文化の保存・継承
- ▶ 文化財の保護

「なるとブランド」の発信

- ▶ 世界遺産等への登録に向けた取組みの推進
- ▶ 「なると第九」ブランドの発信
- ▶ ドイツ館及び周辺施設の充実
- ▶ 教育旅行誘致の取組み
- ▶ SNSによる文化の情報発信

【基本方針3】文化をつなぐ

文化を「つなぐ」ものとして、「文化」と「人」、「人」と「人」をつなぐことにより、本市独自の文化の発信や新たな交流を育み、後世につながる「文化」をつなぐまちの実現を目指します。

人と文化をつなぐ

- ▶ 子どもたちが文化にふれる機会及び交流の場の提供
- ▶ 文化芸術活動を担う人材及び団体の支援
- ▶ 交流環境の整備
- ▶ 友好都市との交流の推進

産学官との連携

- ▶ 産学官の連携による文化芸術活動の機会づくり
- ▶ 学術機関と連携した文化芸術活動の取組み
- ▶ 文化芸術の地域での活用
- ▶ 他自治体との連携
- ▶ 地域人材との連携

持続可能な文化のまちづくり

- ▶ 文化的な景観や環境の保全
- ▶ 教育交流の推進
- ▶ 郷土教育の推進
- ▶ 「なると第九」への取組み
- ▶ ボランティアの育成
- ▶ 文化を通じた健康づくり

PDCA サイクルによる推進・管理体制

文化振興における環境は、時流にともない変化します。きめ細やかに進捗評価を行いながら計画を見直すことのできるPDCAサイクルにより、本計画を推進します。



第2期 鳴門市文化のまちづくり基本計画（概要版）

令和3年3月

鳴門市 市民環境部 文化交流推進課

TEL 088-684-1150 FAX 088-683-0237

